

第4章

調査結果からみた課題とまとめ

第4章 調査結果からみた課題とまとめ

1 調査結果からみた課題

課題1 差別に対する認識

差別一般に対する考え方をみると、『差別される人の言葉や思いをきちんと聞く必要がある』、『差別は、人間として恥ずべき行為の一つである』、『差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である』といった考えは、前回調査と同様に多数の人が肯定的にとらえている。

その一方で、『差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力する必要がある』、『差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない』、『差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる』、『差別は世の中に必要なこともある』、『差別の原因には、差別される人の側に問題があることが多い』といった考えは、前回調査から軒並み少なくなっていることからも、今まで差別と感じてこなかったものを感じるようになったという人権意識の高まりを反映しているといえる。

差別は許されないと考える人は大多数を占め、差別は差別されている人の側の問題ではないという考え方も浸透しつつあるものの、差別されている人の自己責任を問うような考えをもつ人も少なくないため、テレビ、新聞、ホームページやSNS等を活用し、継続的な教育・啓発を進めることが必要である。

課題2 人権問題に対する関心

人権に“関心がある”とする人は7割強と多数を占め、“関心がない”とする人は2割強となっており、前回調査より“関心がある”とする人はやや増加している。

関心のある人権問題としては、「障がいのある人の問題」、「インターネットによる人権侵害」、「女性の人権問題」、「子どもの人権問題」などの身近な人が当事者であったり、自分が関わる可能性のある問題に高い関心が寄せられている。

一方、「HIV感染者の人権問題」、「死刑制度やえん罪事件など司法制度に関する人権問題」、「ホームレスに関する問題」、「アイヌの人々の人権問題」については、関心を持つ人が比較的少なくなっている。

また、「日本に居住している外国人の人権問題（ヘイトスピーチを含む）」、「性的マイノリティ（LGBT等）の人権問題」への関心度は2割台であるものの、前回調査より10ポイント以上高くなっている、マスコミ等をはじめ様々な場面で近年採り上げられるようになったことが影響しているとうかがえる。

人権問題への関心度は高まりつつあるが、自分に身近ではない問題に対しては関心が低い

現状がある。とはいっても、実際にはいつ身の回りに起こらないとも限らない問題ではあるので、市民に一定の関心と正しい認識を持ってもらうため、市としては継続的に周知・啓発等へ力を注いでいくことが必要である。

課題3 部落差別（同和問題）への認識と解決

部落差別（同和問題）について、“言葉を含めた認知率”は8割弱となっており、前回調査より微増したものの関心のある人権問題として『部落差別（同和問題）』をあげる人は2割強にとどまっている。

また、部落差別（同和問題）を“知っている”とする人の部落差別（同和問題）についての認識は、「身近な問題ではないが、ほかの地域では問題だと思う」とする人が依然半数以上を占めており、関心度が高まっていないことがうかがえる。

部落差別が存在する原因としては、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」、「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」、「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」をあげる人が多い。

また、部落差別（同和問題）の解決のため行政等公的機関に求められることとしては、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」ことをあげる人が半数を占めており、義務教育における同和問題に対しての取組が、不足していることを示しているといえる。

昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いことなどがあがっている点を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する現状の正しい理解を深めるため、今後も学校教育等を通じた教育・啓発活動の充実を図りつつ、行政等公的機関による解決に向けた積極的取組も求められているといえる。

課題4 多様化する性的マイノリティへの理解の深化

今回、社会状況の変化から新たに性的マイノリティについての調査項目を追加した。起きていると思う人権問題は、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされたり、暴力を受けること」、「同性間の結婚が法制度化されておらず、結婚の自由がないこと」をあげる人が多くなっている。

性的マイノリティ（LGBT等）の人権が守られるために、行政等公的機関に求めることとして、「学校において、性的マイノリティについて理解を深める教育を充実する」を4割強の人が、「パートナーシップ宣誓制度など、同性カップルなどを公認する制度をつくる」を3割強の人があげている。

誰もが自分のセクシュアリティやジェンダー・アイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のために、多様な性のありかたへの理解を深めることが重要となる。そのため、講演会やイベントを活用した市民や企業に対する啓発の推進、差別禁止法の制定やパートナーシップ証明書の発行など社会制度の見直しが必要である。また、学校においても日ごろから多様性を尊重する心の育みや、児童・生徒の相談体制の充実を図れるよう、教職員が研修等で性的マイノリティについて正しい知識を得ることも必要である。

課題5 インターネット上におけるいじめなどの人権侵害の予防と対処

インターネットによる人権侵害等に関する問題意識は、10年前の調査から多くの項目で前回値を上回っており、特に「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくい」が大幅に増加している。これは、近年の急速なスマートフォンなどの普及が影響していると思われる。

子どもの人権尊重においても、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃やSNSを使った誹謗中傷など、相手がいやがることをしたりさせたりするいじめを行うこと」を問題としている人が約8割と最も多くなっている。こういった誹謗中傷は最悪の場合、自殺にまで発展するおそれもある。そうしたことを反映して、インターネットによる人権侵害に対し行政等公的機関に求めることとして、『不適切な情報発信者に対する監視の強化』や『学校現場での情報モラルやネットリテラシー教育の充実』が多くあげられている。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えている。だれもが安心して利用できるよう、一人ひとりがインターネット利用に対する正しい知識と対策を身につける必要があり、地域・学校・家庭が連携した情報モラル教育の推進を図るとともに、不適切な情報発信に対する監視・取締りの強化が重要である。また、インターネット上で重大な人権侵害を受けたとき、必要な対応がとれるよう相談窓口の充実と日頃からの情報発信が必要である。

課題6 相談体制・救済体制の一層の周知

人権侵害を受けた経験がある人の割合は約2割あり、「職場・学校などでの不当な扱い（パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど）」、「あらぬ噂や悪口、かけ口などで信用を傷つけられた、または侮辱されたこと」、「学校でのいじめ」をあげる人が多く、特に「職場・学校などでの不当な扱い（パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど）」が前回調査より大幅に増加している。

人権侵害を受けたと感じた時の対応としては基本的に「黙ってがまんした」が多くなっており、前回調査と比較しても顕著に増えている。ケースによつては、「身近な人に相談した」とする人もみられるが、「法務局・人権擁護委員などに相談した」など公的機関に相談している割合は極めて少なくなっている。人権尊重社会実現に向けて行政等公的機関の求められることとして、「人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人に対する相談体制や救済策を充実させる」としている人が多いことから、人権救済を取り扱う法務局や人権擁護委員をはじめ、人権擁護に関する制度・機関のより一層の周知を図っていく必要がある。

2 まとめ

金沢市では、平成25年3月に策定した「金沢市人権教育・啓発行動計画」に基づき、すべての市民の人権が尊重・擁護され、差別のない金沢の実現をめざし、市民の人権意識を高め、人権問題を正しく理解・認識するとともに、市民が自らの課題として取り組むための人権教育・人権啓発を推進してきました。

今回の調査結果をみると、10年前より人権への関心度は高まり、差別行為は許されないものであるとの基本的な認識が広がりつつあり、この間の行政機関等による人権の教育・啓発活動により、人権意識の浸透も少なからず認められるものの、依然として市民から様々な問題点や課題が指摘されており、いまだに多くの人権に関する問題が存在しているといえます。

障がいのある人をめぐる問題や部落差別問題に加え、女性・子どもをめぐる問題、インターネットによる人権侵害などの自分が関わる可能性のある問題、さらに、近年問題となっているヘイトスピーチを含む外国人の人権問題、性的マイノリティ（L G B T等）の人権問題、新型コロナウイルス感染症をめぐる問題など新たな課題が生起しており、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層重要になっています。

だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り開き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できるよう、市政のあらゆる分野において人権尊重の視点から施策を推進することが求められます。

そのためには、子どもの頃から発達段階に応じた人権教育の推進、人権意識の普及、市民をはじめ教員等を対象とした人権研修の充実・推進、相談・救済体制の一層の周知、関係団体等との連携・協働による取組が必要です。

とりわけ子どもの頃から差別しないことや人権の大切さを教え、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識を高めるためには、発達段階に応じた人権教育を実施する取り組みが重要であり、教育関係者や子どもたちの保護者に、この点をきちんと伝えるような啓発が必要となります。

そのほか、各世代・年代ごとに存在する課題についても、細やかに対応し、誰一人取り残さない取り組みを実施し、あらゆる世代に応じた情報発信が必要となります。

また、人権教育・啓発がより効果的に行われるよう、これまで蓄積してきた人権教育・研修・啓発に関わる諸教材の新しい視点での見直しとともに、ワークショップなどの手法に対応した教材の開発が求められるほか、差別などの人権侵害を受けた場合の相談や対処の仕方についてより一層の周知を図ることが必要であると考えます。